

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の概要

電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和する。

背景

総務省では、2015年頃を目途に全ての世帯においてブロードバンドサービスが利用されることを目指しており、そのための政策のひとつとして「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」を行うこととしている。

電気通信市場における競争政策については電気通信事業法等の見直しを累次行ってきたところであるが、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社による反競争的行為が発生するなど、依然として市場支配力の濫用を必ずしも防止できていない状況にある。

改正概要

電気通信事業法の改正

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為(接続情報の目的外利用等)を実効的に抑制するため、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該電気通信事業者に対し当該子会社の適切な監督を義務付ける。
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正

電気通信事業者間の競争を促進するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務(県をまたがるIP通信サービス等)等に係る現行の認可制を事前届出制とする。

施行期日等

- ① 公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日に施行。
- ② 法律施行後3年を目途として検討を加え、必要に応じて見直し。